

■ R8 独自基準策定の支援 申請について Q&A

Q1	建築関係団体等とは	建築関係団体等とは、構成メンバーの要件等はあるか。
A1		構成メンバーの要件等はありませんが、独自基準の策定にかかる活動をする民間事業者等を指します。
Q2	1自治体あたりの考え方	所管行政庁毎の申請でよいか。
A2		都道府県や市町村毎の申請が可能です。
Q3	1自治体あたりの考え方	ひとつの独自基準について、複数団体が申請をしてもよいか。
A3		申請は可能です。ひとつの独自基準策定に対して、原則独自基準あたり支援金額が上限300万円となります。（予算上限に達するなどお断りする場合がありますので予めご了承ください。） ※複数団体からの申請で合計が上限を超える場合は別途ご相談ください。
Q4	支援対象期間	過年度から活動は継続しているが、いつからの活動が支援対象に計上できるか。
A4		申請書提出後の承認日から令和9年1月末日までの活動が支援対象です。 ※開始時期等、ご不明な点はお相談ください。
Q5	独自基準策定済みの支援対象	独自基準は策定済みだが、一部見直しや運用のための費用も支援対象となるか。
A5		支援対象となります。 例) 策定済み独自基準の見直し検討会 審査ガイドラインや申請ガイドラインの作成 独自基準の説明会・勉強会 今年度の活動計画とあわせてこれまでの活動の経緯等が確認できる資料をご提出ください。
Q6	過年度に支援申請済	過年度に支援を受けたが、活動を継続している場合、今年度も支援の申請は可能か。
A6		申請は可能です。策定活動の継続に限らず、策定済み基準の運用や普及活動等も支援対象となります。 また、過年度の実績を踏まえた令和8年度の活動計画が適切に示されているかを確認します。
Q7	書式、見本	提出書類の見本はあるか。
A7		様式とあわせて参考書式や作成例を用意しておりますので、ホームページからダウンロードご利用ください。
Q8	承認までにかかる日数	申請書を提出し承認通知をもらうまでにかかる日数はどれくらいか。
A8		ご提出資料をメールいただけましたら、2～3日中にはご連絡させていただきます。活動開始までお急ぎの場合は、ご相談ください。
Q9	人件費	会議に参加いただいた方の人件費を含めてもよいか。
A9		建築関係団体の人件費や講師の謝礼は計上可能です。 自治体の職員の人件費は含みません。

■ R8 独自基準策定の支援 申請について Q&A

Q10	人件費	人件費は公共事業での人件費のように金額の規定などはあるか。 団体ごとの任意の金額でよいか。
A10		任意の金額で結構ですが、算出根拠を確認いたしますので、団体の内規等あればご提出ください。
Q11	人件費	自治体職員の人件費や旅費も支援の対象になるか。
A11		自治体職員の人件費や旅費は支援の対象に含まれません。
Q12	金額の変更	申請時の見積金額と報告時の金額は変わってもよいか。
A12		金額の変更は可能です。 減額変更の場合→実績報告時に精査いたします。 増額変更の場合→活動内容の変更等も含め、わかり次第ご相談ください。 精査の上、業務請負変更契約を締結します。 ※予算によっては増額できない場合がありますのでご注意ください。
Q13	策定不要となった場合	承認後、活動途中に独自基準の策定は不要との判断に至った場合は支援金はもらえないのか。
A13		自治体と連携し前向きに策定に向かう活動が対象となります。 万が一策定不要となった場合は、ご連絡ください。 策定不要となるまでの活動内容を精査いたします。
Q14	策定期間が来年度以降の場合	独自基準の策定が今年度末に間に合わず、来年度以降に持ち越しになる場合は取り下げとなるか。
A14		策定期間が来年度以降になった場合でも、今年度の期間内の活動費用は支援します。
Q15	提出資料について	見積書の根拠資料など別途必要な資料はあるか。
A15		ご提出いただいた資料を確認し、金額根拠資料など必要な場合は質疑でご対応いたします。
Q16	消費税の取り扱い	補助事業の場合消費税抜きの金額になるが、今回の支援金の場合、消費税の取り扱いはどのようになるか。
A16		補助事業ではなく、当協会と請負契約を締結していただくので、見積書の提示金額（税込金額）で契約します。 消費税対象項目については、申請時見積書や報告時精算書等の審査で貴団体の取り扱い通りに精査いたします。
Q17	外注費の取り扱いについて	ホームページデザインやリーフレット印刷など、外注費は支援対象となるか。
A17		支援対象です。外注費用の見積書や請求書と領収書等の支払いの証明書をご提出ください。

■ 気候風土適応住宅について Q&A

Q1	告示第786号第1項のいずれかに該当しさえすれば、気候風土適応住宅といえるのか。
A1	<p>第1項は、一定の気候風土性が見込まれる仕様のうち、断熱層を構成することが困難であることから外皮基準への適合が困難となるものについて規定したものです。</p> <p>住宅全体としての気候風土性を評価するにあたっては、基準を全国一律のものとするは馴染みません。このため、地域特性を考慮した基準体系とする観点から、所管行政庁が地域特性を踏まえた基準を付加することができることとしているものです。</p> <p>なお、所管行政庁が当該地域における気候及び風土に応じた住宅であることの評価にあたり、地域特性を踏まえた基準の付加を要しないと判断した場合は、第1項への該当をもって、気候風土適応住宅に該当することとなります。</p>
Q2	気候風土適応住宅の仕様については、国土交通省が示した告示仕様によらず、所管行政庁の独自基準による枠組みにより運用することができるか。
A2	貴見の通りです。
Q3	気候風土適応住宅ガイドライン（平成28年3月31日）に示されている所管行政庁による認定指針や認定フローの整備による運用と、告示第786号との関係性について知りたい。
A3	告示第786号は、所管行政庁による気候風土適応住宅の仕様設定を円滑化することを目的としています。このため、当該告示は、気候風土適応住宅ガイドライン（平成28年3月31日）に示されている所管行政庁による認定指針や認定フローの整備による運用を妨げるものではなく、国による告示仕様をベースとした枠組みに加え、所管行政庁が定める独自基準による枠組みも運用可能としています。
Q4	国土交通省告示第786号第2項の独自基準を所管行政庁が定めた場合、第1項の国が定めた基準に適合する必要がない、もしくは国が定めた基準を適用できなくなると考えてよいか。
A4	ご認識の通りです。第2項の独自基準を作成されましたら、第1項の国が定めた基準への適用はできません（基準適合は不要です）。その際に、部分的に第1項の要件を取り入れる（実質的に適用させる）などは、行政庁側の判断となります。
Q5	気候風土適応住宅を省エネ適判や確認申請にて、証明するための様式等はないか。
A5	チェックリストの参考様式を、P30図 2-15 気候風土適応住宅チェックリストにお示ししています。
Q6	告示内容を補足する資料はあるのか。
A6	<p>解説版やガイドラインなどの整備を継続的に行っています。国交省ホームページ「気候風土適応住宅に関する情報」を掲載しています。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000309.html</p>
Q7	気候風土住宅を増築する場合、基準省令第1条第2号ただし書により、告示786号に適合する住宅（気候風土適応住宅）は外皮基準が適用されませんが、告示786号に適合は増築部分のみ適用すればよいのか。
A7	「増築部分」のみ適用してください。詳細は「建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務制度等に係る手続きマニュアル（令和7年4月版）」P76を参照ください。
Q8	「土塗壁」の定義は何か。例えば、下地の素材や厚みに制限はあるか。
A8	一般的に下地の素材や厚みによらず広く該当するものと考えられますが、断熱層を構成することの困難性に照らし、個別に判断いただくこととなります。

■ 気候風土適応住宅について Q&A

Q9	「真壁造」について、内装制限や住宅の構造上の都合で、真壁造にできない部分が一部含まれることは許容されると考えてよいか。								
A9	貴見の通りです。住宅の構造上の制約や火気使用室の内装制限等に配慮して、当該仕様を採用することが困難な部位・部分において、一部異なる仕様が混在することは許容されます。								
Q10	気候風土適応住宅も省エネ基準適合義務制度の対象となるか。								
A10	気候風土適応住宅も適合義務の対象となります。基準省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（告示第786号第1項第一号）に適合するものについては、恒久的な措置として、同号イの規定は適用しないため、同号ロの規定である一次エネルギー基準への適合のみが必要としています。								
Q11	気候風土適応住宅について、省エネ基準への適合確認では外皮基準は適用除外となっているが、誘導基準への適合確認でも外皮基準は適用除外となるのか。								
A11	気候風土適応住宅であっても、誘導基準への適合確認では、外皮基準の適用は除外されません。一般の住宅と同様に、外皮性能及び一次エネルギー消費性能を確認し誘導基準への適合を確認してください。								
Q12	気候風土適応住宅は、計算ルート（計算プログラム）を使用する場合、これまで通り外皮性能は設計値として評価してよいか。								
A12	令和7年4月以降、一次エネルギー消費性能を評価する際に前提とする外皮性能は、規定値（仕様基準相当）となりました。これにあわせて、計算プログラムの更新がされました。 ※気候風土適応住宅を評価する場合、「仕様基準により外皮性を評価する」を選択します。 なお、Webプログラム気候風土適応住宅版は廃止（令和7年4月）されています。								
Q13	告示第786号第1項の国が定める基準については、複合建築物の住宅部分には適用できないと理解してよいか。								
A13	複合建築物の住宅部分は適用できません。 告示第786号第1項に規定される、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書で、気候風土適応住宅は省エネ基準適合が除外されることを書いていますが、複合建築物は除くとなっています。								
Q14	「気候風土適応住宅」については、外皮基準は適用しないとなっているが、「程度がある」と聞いています。この「程度」が定量的に決められているのか。								
A14	定められていません。								
Q15	丸太組構法が「気候風土適応住宅」告示第1号に位置付けられないのはなぜか。丸太組構法は日本にも古来から存在する構法である。第1号において、落とし込み板壁と同様に取り扱ってよのではないか。								
A15	令和元年の告示策定の際に、何が外皮基準適合が難しいのか調査した結果、他の部位の性能をあげることで2地域でも適合できるものと判断し、国基準では措置していません。各地域の特性に応じて、独自基準にて個別検討してください。 ⑥外壁両側を木材現しにしたもの(校倉・丸太組構法等) ・外壁が校倉・丸太組で有効厚さ 115_U0.90 のとき、これとあわせて活用される部位（建具・屋根・床）との組み合わせにおける検討で、最も気候風土適応住宅の対象になりにくい「A仕様_断熱あり」「B仕様_ZEH+」のとき、いずれの場合も計算 U_A は 0.87 以下となり、省エネ基準に適合する。よって、気候風土適応住宅に該当しないため、対象としない。【A】								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>木製建具_U6.51_50%</th> <th>化粧屋根裏_U1.14_100%</th> <th>床板張り_U0.83_100%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校倉造・丸太組 t115_100%</td> <td>0.86</td> <td>0.86</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表】2地域_ZEH+_断熱有 における外壁_校倉造・丸太組と他部位を組合わせた場合の検討</p> <p><参考>壁厚設定の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ログハウス協会への問い合わせで110～120mm 程度が多いと回答有り。 ・建設省告示第411号から有効壁厚の最小値を想定すると90mm。実例集等では大断面もあるが、実際には断面を最小限に抑えた角ログが多いと考えられる。 </p>			木製建具_U6.51_50%	化粧屋根裏_U1.14_100%	床板張り_U0.83_100%	校倉造・丸太組 t115_100%	0.86	0.86	0.71
	木製建具_U6.51_50%	化粧屋根裏_U1.14_100%	床板張り_U0.83_100%						
校倉造・丸太組 t115_100%	0.86	0.86	0.71						

■ その他 Q&A

Q1	気候風土適応住宅として外皮基準を除外とし、一次エネルギー基準に適合した上で省エネ基準に適合した場合も住宅ローン減税対象になるか。
A1	適用要件を満たす場合には、「省エネ基準適合住宅」として適用を受けることができます。 詳しくは国交省ホームページをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html